**平成２３年（フ）第９９号**
兵庫県小野市片山町1155番地の１　レオパレスアメイシャ104号
債務者　長谷川宜之
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２３年（フ）第１１３号**
福岡県行橋市南泉３丁目13番３号
債務者　緒方　康祐
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２３年（フ）第５７号**
山形県鶴岡市湯野浜２丁目13番10号
債務者　奥山のり子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第８７号**
新潟県上越市春日山町１丁目26番19号
債務者　三浦　芳裕
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第９２号**
新潟県上越市西本町４丁目６番39号
債務者　宮本　雅夫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第９３号**
新潟県上越市西本町４丁目６番39号
債務者　宮本美栄子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第１６３５号**
名古屋市名東区天神下147番地　市営天神下荘４棟902号
債務者　藤原　省吾
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０７８号**
名古屋市西区五才美町163番地　パークサイドＡ棟103号
債務者　増永　実香（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３１３４号**
名古屋市西区平中町402番地
債務者　川口　正英
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４９２号**
愛知県一宮市木曽川町黒田字松山東53番地
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第４号**
愛知県一宮市神山１丁目10番１号　神山ビル406号
債務者　熊澤　澄子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第４９３号**
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目32番地　荒木ビル301号
債務者　山根　美和
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８７号**
千葉県木更津市太田２丁目８番７号
債務者　矢房　慶子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第５３号**
大分県宇佐市安心院町大仏172　MW―１―203、住民票上の住所千葉県館山市高井532番地の１
債務者　尾形　昌彦
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第６５号**
千葉県鴨川市宮1519番地180
債務者　今井　里佐
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第５６４号**
金沢市米泉町８丁目140番地１　県営住宅１棟６号
債務者　坂井　洋美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第５８１号**
金沢市元菊町５番６号　ヤングイン元菊207号室、従前の住所石川県羽咋郡志賀町高浜町マの11番地５
債務者　髙木　龍郎
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第５８４号**
金沢市佐奇森町ル148番地
債務者　西川美都子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
金沢地方裁判所